

新型コロナウイルス感染症の感染者等に関する情報の取り扱い

1 感染者情報の取り扱いの原則

- 感染症法に基づき、感染者に直接対応する権限は北海道（保健所）にあります。そのため、感染に関する公式な情報は、北海道がルールに則り管理、公表しています。
- 帯広市は、北海道からの連絡後に、道が公表可能と判断した範囲内で公表しています。

2 公表範囲の考え方

(1) 北海道が公表する情報

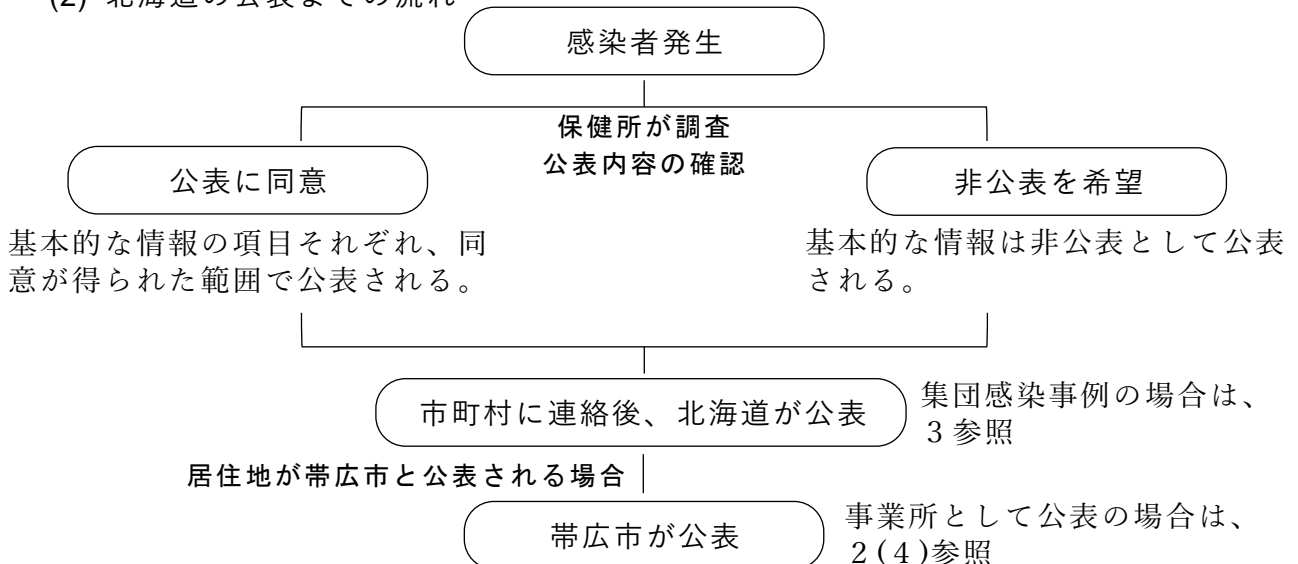
① 【基本的な情報】

項目	公表に同意した場合	公表の同意がない場合
居住地	原則、十勝総合振興局内まで (本人の特段の同意がある場合は市町村名まで)	非公表
国籍	日本 等	非公表
性別	男性 等	非公表
年代	〇代	非公表
職業	会社員 等	非公表

② 【感染管理に関する情報】

項目	公表内容
現在の状態（症状）	無症状・軽症・中等症・重症
発症日（推定）	日にち
陽性確定日	日にち
現在の状態	入院等調整中・入院中
患者との接触等	調査中・あり

(2) 北海道の公表までの流れ



(3) 公表後の対応

- 感染管理に関する情報は公表時点のものであり、その後、北海道から情報提供は行われません。
- 濃厚接触者の特定や健康観察の終了などの経過は、一事例ごとに対応が終わり次第、北海道が情報を公表します。

(4) 市職員や市所管施設で感染者が発生した場合

- 管理者として本人の了承を得た上で、北海道との確認を行い、道の公表後に、より詳しい情報を公表する場合があります。

3 集団感染事例の公表について

- 集団感染事例が発生した場合、感染者数や年代、従業員や利用者別等の内訳などが公表されます。
- 施設名は、利用者など濃厚接触者が特定されている場合や感染拡大の可能性が低い場合は、公表されません。
- 後日、当該事例に関する新たな感染者が発生した場合は、追加の情報が公表されます。
- 集団感染事例が収束したと判断された場合は、公表されます。

4 事業所における独自の発表について

- 各事業所や施設管理者は、自所の従業員や管理施設内での感染発生に関して独自に発表している場合があります。
- これは感染者本人に直接事業所等が聴取した情報として、知りうる範囲で発表しているものであり、公式な情報ではありません。
- そのため、北海道の公表の前に発表されることがあります。